

平成29年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年1月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 平成29年1月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室
- 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一 10番委員 高 橋 俊 一
11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満 13番委員 小 池 正 明
14番委員 原 澤 幸 雄 16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 2名
7番委員 今 井 育 男 15番委員 原 澤 章
- 5 議事録署名委員
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

協議事項・報告事項

- (1)みなかみ農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に4番委員高橋良一・5番委員廣田尚夫を指名し議事に入る。
引き続きまして、4の議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 次第の1ページをお開きください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件1件。
2ページをお開きください。
◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）
以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
〇にお住まいの〇〇さん外2名の方から、〇の〇〇さんに売買による有償移転という案件です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

4番委員 4番、高橋良一でございます。
〇〇さんにいろいろ話を聞いてまいりました。それで、〇〇さんがつくるといふことなんですけれども、これは1筆ごとに説明したほうがいいんですか。

議長 まとめてでいいかと思えます。

4番委員 まとめてでいいですか。
本当にトラクターが行って耕作できる場所は1カ所だけです。〇の裏が、何とか今現在、〇〇さんがコンニャクをつくっているところでございますけれども、それとほかにもみんなあるんですけれども、畑というよりも傾斜地を通り越して大きい土手ですね。それと〇のほうに関しては、もうこの前、農業委員会を見て、行けなくて、橋の上から目視した場所です。それで今回、向こう、太陽光ができたので、道路が行けるのかなと思って行ってみたら、太陽光のところはずっと行けるんですけれども、太陽光の伐採した木だとか、それがもう山積みになっていて、それから前は行って確認ができないような状態です。一応、〇〇さんもそれは承知しております。
それでここにあるんですけれども、遅滞なく目的が確定できるかということ、〇〇さんは〇〇さんに、そのままコンニャクをつくっていただきたいということです。それでほかのところは畑になるところはほとんどないと思います。周りの耕作とか、そういうのは、ほとんど影響はありません。
以上、このようなことをご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま高橋良一委員より説明をいただきました。
1筆は継続して耕作が可能であるということで、あとについては、耕作をするというのは難しいんじゃないかと。ただ、周りに対する悪い影響はないのではないかと、そういう報告でした。この案件につき、質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。
これは相続した土地を所有者も管理し切れないということですので。

4番委員 ちょっといいですか。いろいろ複雑に絡まっているもので、なかなか一言では説明できない部分があるんですよ。

議 長

ちょっと今、事務局のほうから補足説明を。

事務局

今回、3条、4条、5条と1件ずつ案件が、ほとんど同じ方から同じ方に移るような案件でございます。その1つが、この3条の農地の案件なんですが、実際は、〇にお住まいだった〇〇さんがお亡くなりになられて、その相続についてということの関連になります。農地の部分については、要は〇〇さんは不動産屋さんをやられている方なんですが、農地の部分については〇〇さんが譲り受けて、でき得る範囲で農業はしますということのようです。

先ほど説明でもあったんですが、相続人3名の方の1人が不在者、要は行方知れずになられております。関係者、ご身内の方が裁判所に申し立てて、不在者財産管理人ということで〇の弁護士さんがついて、相続もしくは処分代理人という形で裁判所の指導でやっております。通常だと移転ができることは難しいんですけども、権限外行為ということで売買についても一緒に代理人としてやって処分という形になっております。農地の部分の移転については、この3条という形です。

先ほどのお話のとおり、全部で7筆あるんですが、2筆分、〇の裏側の部分、こちらですか、わかりづらいんですが、この部分2筆ございます。このところは引き続いて〇〇さんがコンニャクをつくるというお話なんですが、それ以外の部分、例えば〇それに続く土手の部分は、昨年から引き続きの方は、覚えがあるかと思うんですけども、太陽光が〇のほう、〇に設置されているんですけども、そこの並びの2筆もしくは〇の手前の一部については、傾斜地で昔のソバ園の名残かなとも思うんですけども、現在については、もう農地として扱えるような場所ではなくなっているとのこと。その後、また相談しながら確認をしていきたいと思えます。

それとあと2筆、4条のほうで出てくるのが、既にもう分譲されているところの残地として農地が一部残っています。こちらについても調査させていただいたんですが、現在、荒れてはいないんですけども、農地という状況ではなくなくなっているのかなというところが、ちょうど〇の信号の1つ手前の信号の右側ですか、信号の少し手前の右側の一部農地として残っています。もう1筆は、〇の裏で、こちら若干傾斜があって、今は不耕作となっている、この部分が3条となっています。ほかの4条としては、宅地分譲の道路部分が一部、現況農地ではなくなっている状況ですので、そこがその後、4条として出てきます。

それともう1件、こちらのほうの〇のところの一部、農地が残って、1筆は農地で移転がかかっているんですけども、その後ろについては〇〇さんで住宅地の分譲を予定しているようです。その後、5条でご説明をさせていただきたいと思います。

お一人の方、〇〇様の相続人の財産処分という考え方でよろしいかと思えます。

以上、補足です。

議 長

ありがとうございます。

今、説明いただいたように、大分複雑な話と申しますか、そのようですけども、いかがですか、何か。

いろいろと難しい話もありそうなんですが、ただ、このまま放っておくと、

今度は現在、耕作されている農地も使われなくなるというおそれもないこともないので、引き受けるという人がいるうちに許可してと思うんですけども、いかがでしょうか、許可ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは許可と決めます。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求め。

別紙記入事件3件。

4ページをお開きください。

◇(議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、申請人、転用目的、転用理由を朗読、説明。)

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さん外2名という土地について、入り口の通路としての転用をお願いしたいという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

4番委員

4番、高橋良一でございます。

先ほどと関連してまして、場所は、こちらから行くと〇を上って右側になります。〇〇さんの別荘があるところです。現在はもう一部道路として使われており、真ん中の場所が、コンクリート舗装になっております。だから、周りの農地への障害はほとんどないと思われま。前は道路側に寄ったほうは高い土手になっておりまして、農作物への影響はほとんどないです。あとは道路として現在使われておりますので、この始末書がついておりますように、すでに使用している場所です。使っているところですから始末書の添付がありますけれども、どうにもならない、一応、皆さん、よろしくお願します。

事務局

古い申請書を確認させてもらったんですが、当時、この区画で5区画ぐらい、多分、住宅分譲しようと検討されたみたいなんです、その絵が添付でついているんですけども、当時の2回に分けて、今もう実際に転用されているこちら2軒の住宅が建っているところの申請書を確認させてもらったんですけども、その1件のほうに、ほかの区画の分譲というか、絵図を書いた書類が残っていたんですね。恐らく、めどが立ったところから、上物ができる予定がないと転用ができないので、それができたところで申請をそれぞれ出していった形で、そのどれか、本来であれば1軒目は限りなく、何というんですか、〇に近いところであって、2軒目、こちらの奥の住宅ができたときに、あわせてこの道路用地も転用すべきところだったと思われるんですけども、そのとき、その奥があるから、奥でやればいいやというのがあったのか、そのときに一緒に申請をしなかったようでございます。

本来、建築基準法、〇地区については、建築基準法はあるので、4 m以上の道路の接道がないと、本当は住宅の建築許可がおりない可能性があったのかもしれないんですけども、どういう理由があったのか、今となってはわからないんですが、多分このほかの部分の転用申請のときに、あわせて道路用地として転用を出そうとするところを失念したというのが実際の流れなんじゃないのかなと想像されます。

この後、5条で、宅地造成の申請が出るんですけども、それは特例でまた説明しますが、農地に住宅ができる場合、住宅の建設が確実性がないと許可がおりないところから、多分そういう流れで、道路用地については、どこかで一緒に申請を出すべきところがおちてしまったというのが……

(「〇〇がやったところですか」の声)

そこまでは確認ができなかったんですが、申請書自体に、ほかの3区画ぐらの絵図まで書いてあって、利用計画は出ていたようですけれども、道路部分の申請については、見当てることができなかったので、この後の3件目、4件目のときに申請を出そうと思っていたんだけど、受託の予定がつけなかった。本来であれば2件目のときに転用申請を出すべき事案だったのではないのかなと思われれます。

以上です。

4番委員 周りの農地には影響はほとんどありません。ですから、皆さん、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま高橋良一委員のお話がありました。現状が手続が落ちになってしまったような感じで、現状から見ると追認をというような案件ですけども、この案件につき質問、ご意見等がございましたら。

榊渕さん。

1番委員 1番、榊渕です。
事務局にちょっとお尋ねしますが、この件は〇〇さんの申請ですか、それとも……

事務局 現段階でもそうなんですけれども、所有は〇〇さんの登記のままですので、賃貸借で住宅についても多分出ていた。要は5条転用について、賃貸借での申請であったので、土地の名義については〇〇さんのまま相続されたので、今回を逃すと、その先、今回相続についても管理人がついているような相続ですから、これを逃すと、多分転用するのが事実上不可能になってしまう可能性が高いということだと思われれます。

(「そのとき〇〇さんは絡んで……」の声)

絡んでないです。今回、相続案件について、この後、〇〇さんの所有になって、〇〇さんがこの後ろの農地と合わせて、先ほどの3条で、この上側のちょっと変則的な形をしている〇は農地で移転されるんですけども、逆にいうと、現段階のまま農地でできなくなると、予定が立ってくれば、逆にここの部分は分譲される可能性は高いと思われれます。ただし、こちら側についても、北側についても、南側についても、段差があるような土地ですから、先ほど高橋良一委員さんが言われたとおり、他の農地への影響は極めて少ないと思われるところ

です。

議 長

ほかに何かありますか。

なければ許可相当と決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは許可相当といたします。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんの申請で、工場のすぐ隣の土地を駐車場用地としたいと、これは農振の除外が前年度行われているんですけども、担当委員さんの説明をお願いいたします。

5番委員

5番、廣田です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には〇より西へ250mほど〇の付近です。12月29日現地調査、1月1日、申請者の〇〇さんへ確認いたしました。転用目的は、工場の道を挟んで反対側の所有する不耕作畑を、駐車場が不足しているので駐車場用地として計画されています。

1番目、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、見積書、舗装構成、資金が確認できました。1月1日、本人の意思も確認でき、許可がおりてから、4月ぐらいに着工したいとのことでした。実行は確実と思われるます。

2番目として、申請面積の妥当性ですが、申請面積は543㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われるます。

3番目、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、不耕作畑に囲まれた連続性のない農地であり、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は不耕作畑になっており、想定される被害等はないと思われるます。

その他想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

ただいま廣田委員より報告いただきました。ここは転用を前提として農振除外を、去年していただいたところです。この案件につき、質問、意見等がございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。

意見がなければ許可相当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは許可相当と決します。

続きまして、番号3番、〇、〇〇さん所有の畑、登記は田んぼですね、これを山林として使用したいという案件です。

担当委員さんのご説明をお願いいたします。

13番

13番、小池です。

この件に関しまして、調査事項に基づいて12月28日に本人に面談して、現地を確認してまいりました。転用物件では、1の転用目的が遅滞なく実現す

るかの確実性ですけれども、この件が許可がおりれば3月31日までにヒノキを120本植えますということ、間違いありません。

确实となっています。

申請面積なんですけれども529㎡で妥当だと思います。

3番の周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周りが山林の状態で畑等はありませんので支障はないのかなというところで判断しました。

4番目の転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認でございますが、これも問題ないというふうに判断いたしました。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま小池委員より報告いただきました。これは始末書がついているんですけれども、状況からいうと耕作放棄地になって、そのまま荒れているというような状況で、私としては、あえて始末書が必要なのかなというような感じもしたんですけれども、周りが山林で、畑としてはちょっと使用できないということで、植林をして山林としたいという案件です。

この案件について質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

意見がなければ許可相当と決したいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは許可相当といたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件3件。

6ページをお開きください。

◇(議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、転用理由を朗読、説明。)

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の〇〇さんから、〇の〇〇さんの使用貸借ということで、駐車場及び通路用地への転用について、現状、既に一部転用されているというような状況ですので、始末書が添付されております。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願いいたします。

今回、第5条の申請ということで出てきておりますが、ちょっと経緯、画面を見ながら説明します。

今回、申請地がこの部分で、ここのところに住宅が前からありまして、これを改築したいということで、平成27年、おとしの12月完成で、このうちが完成したわけです、改築がですね。そして、この絵にもないように、ここのところに1軒、それとは全く関係ない人が新築しまして、今までの改築工事に当たっても、これを行こうかなという感じだったらしいんですが、大きい車が入れなくなってしまったということが1つですね。

それから、〇〇さんの畑が、ここのところ、ここまで含めて畑だったわけですが、自分のうちの耕作をするに当たって、車の通路、ここに道があるような気がすると思うんですけども、そして、そのときはこれもまた改築されていない、それでここに庭木が植わっていて抜けてなかった状況ですね。改築するに当たって、ここがかなりあいていたときは、あれだったんですけども、通りにくくなったということがあって、それで、ここのところを取り除いて、今まで畑をつくるための通路として使っていたところを、ここのところをぶち抜いて改築工事したということのようです。そして、美容院をやりたいということなものですから、お客さんもこの狭い道を通るよりは、じゃ、ここを通ればいいじゃないかということで、去年は通っていたような現状ですね。

そして、駐車場用地としては、ここのところにとめて奥へ行くという感じなんですけれども、美容院のお客さんと自分の家の乗用車の分と、実際これだけ面積がありますと7台ぐらいはとめられる、ちょっと広過ぎるかなという懸念はあるんですけども、あとは美容院をやりたいという人は娘さんで、それで〇〇さんが、地目は田ですけども、ここを畑として耕して、こちら側にもまだ土地があるという状況ですので、耕作するに当たって、今度はここにはとめられなくなったので、ここのところへとめて耕作するものにするということと、お客さんの駐車場ということで、ちょっと広めではあるんですけども、まだ整地しないと、この辺、まだ全然とめられる状況ではないんですけども、それが1つ。

先ほど事務局が説明してくれたとおり、〇がすぐ脇を流れていまして、その遊水地的なことで建設省で堤防ということでつくったのがここで官地になっているという状況です。それなものですから、申請面積は妥当かというのが、ちょっとここが広いけれども、それなりにいろいろ使うつもりがあると。

それから、隣にもう一軒、〇〇さんという家だったかな、あったんですけども、去年、救急車を要請したんだけど、この道へ全然入っていけないので、ここに入って行って、それで病院まで行ったというような経緯で、救急車でもこの道が通れない状況という感じのところですよ。

それで、あとはここを農地ではなく、道路と駐車場用地にすることによって、周辺農地への影響ということですけども、北側〇で道路、そして官地で堤防というところと、その部分を分筆して今回申請が出ているということですから、隣接するところは〇〇さんの地目、田、現状、畑であります。自分の土地が隣接なので特に問題はないと思います。

あと、その他についても特に問題はないと思います。ご審議、よろしく願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま櫻井委員より報告いただきました。

周りの条件が変わってきたので、通路としての必要性があるので、通路と駐

車場にしたいという案件です。始末書も、もう既に使っているので添付されています。

この案件について、質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。

1 番委員 1 番の櫛淵ですが、これはちょっと事務局にお尋ねしたいんですが、これは全くの私道にするんですか、それとも町道に認定されるような、それとも公衆用道路的なものですか、扱いはどうなんですか。

事務局 ちょっとそこまで確認してないんですが、現状であれば一部駐車場で私道という判定になるんだと思います。

1 番委員 さっき言われた救急車というお話になってくると、その辺はどうするのか。

事務局 その辺はちょっと、本来、都市計画区域内の農地ですので、地域整備課で本当は手当をすべきなのか、もう既に、こういうふうな利用等、かなりもうバイパスができていますので、場所がないところもあるようなので、その辺は逆に地域整備課に、こういうふうなものが出てきたんだけど、影響がないのかどうかというのは確認はしてみたいと思います。あと、確認して、櫻井委員さんに報告させていただきます。

議 長 それと、例えばこの救急車が行けなかったと、行くためには、むしろ道路用地がもっと延びなくてはいけないわけでしょう。

事務局 現地を見に行ってきたんですけれども、〇〇さんの後ろの赤線みたいなのがかなり狭い。こちらのほうで、この写真だと何か通れそうな感じなんですけれども、ここの〇に、かなりこういうふうにいっぱいに住宅が建てられたので、要はここが狭くて、ここが通れなくなったので、ここを仮に救急車で通らせてもらって、ここを通って、この後ろ、多分ここも狭い、ここの脇が水路ですから、水路を暗渠にして、その上を道路にするようでないと、なかなかそれも難しいのかなというのは、現地へ行って感じました。その辺も農業委員会で、こういう話が出たけれどもということで地域整備課に話をしてみたいとは思いますが。

議 長 ほかにございますか。

なければ許可相当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんの土地を、〇の〇〇さんと〇〇さんの一般住宅を建てたいという使用貸借の申請です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

5 番委員 5 番、廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇より400mほど南、〇付近になります。12月29日木曜

日、現地調査と、あと申請者の〇〇さんに確認いたしました。現在、息子さん夫妻は〇でアパート生活をしており、今回、親の隣に一般住宅新築を計画されています。転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、見積書、設計書、資金が確認できました。12月29日、本人の意思も確認でき、許可がおりてから早目、3月ごろから着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。

2番目が申請面積の妥当性ですが、申請面積は320㎡、建築面積は103㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われる。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、親の畑に囲まれた連続性のない農地であり、支障が発生する見込みはございません。

転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は親の畑であり、想定される被害等はないと思われる。

その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇の〇〇さん外2名、〇〇が売買による所有権の移転という案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

5番委員

同じく5番の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

場所的には、〇より北へ50mほどのところにあります。先ほどの高橋良一さんが説明していただいた隣の区域になります。

1月4日水曜日と6日金曜日、高橋良一さんと一緒に現地調査いたしました。お世話になりました。

1月7日土曜日、申請者の〇〇さんに、宅地分譲地造成工事の確認をいたしました。

1、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、見積書、設計書、資金が確認できました。1月7日、本人の意思も確認でき、許可がおりてから、3月から着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。

2、申請面積の妥当性ですが、申請面積が2,921㎡であり3,000㎡は超えておらず、無難な面積と思われる。

3、周辺農地の営農条件への支障の有無と、あとは4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、現地は道路、田んぼに囲まれています。境界に縁石等を施工し、被害を防除いたしますと記載されています。想定される被害等はないと思われる。

その他想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただき

ますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

先ほど事務局の説明の中にもありましたとおり、住宅用地として予定されている土地だということでございます。

この案件につき質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。

事務局

補足で1点だけ、廣田委員さんと高橋委員さんにご協力いただいて、今回、3件同時の申請ということで調査いただきました。ありがとうございました。

最後に、この分譲の計画についてなんですが、妥当性について、説明が難しいところもあるので、追加で説明させていただきます。

住宅の計画としては、こちらの2,900㎡のうち通路用地2カ所を含めて全部で10区画で割られるような計画となっております。1戸の区画について、およそ370㎡で区画を8つほど切る予定でございます。8区画ができる、通路用地の部分を引いておよそ370㎡が1区画となっておりますことから、その8区画を計画して、1区画が370ということは、一般的に言われる一般住宅の過剰な区画面積とは思えませんので、面積は区画からすれば妥当なのではないかなということをお報告したいと思っております。

以上、追加でのご報告でございます。

議 長

今、追加説明をいただきました。

ご意見ございますか。

なければ許可相当と決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

以上をもちまして、議事は終了いたしました。

引き続きまして、5番、協議事項・報告事項、(1)みなかみ農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局より説明願います。

事務局

6ページをごらんください。

報告・協議事項(1)みなかみ農業振興地域整備計画に係る意見について。

標記の件については、11月、12月の定例会時に、委員の皆様にご審議いただきました件であります。ついては、諮問いただいた申請事案について、別添一覧表どおり町長に答申いたしました次第でございます。許可相当となった事案については、今後、群馬県と農用地除外の協議を進めることとなります。重複するようですが、群馬県と協議するに当たり、意見を求められましたので、許可相当事案については、意見なしで報告したいと思っておりますので、ご承認いただければと思います。

1枚めくっていただいたところに、ご審議いただいた許可相当の物件のほうを載せさせていただいております。この後、却下についての部分についても通知のほうを出させていただきたいと思っております。

以上、ご承認いただければと思います。

以上です。

議 長 ただいま事務局より報告いただきました。この案件について、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
 ございませんか。
 なければ、原案どおりということで承知をしたいと思います。よろしいでしょうか。
 （「異議なし」の声）
 では、そのように決めます。
 次は、その他ですけれども、事務局、何か。

事務局 その他で報告をさせていただきます。
 平成28年12月16日付、前橋地方法務局沼田支局より農地の転用に関する照会書を預かりました。照会に該当します土地の所在につきましては、○、台帳上の地目が畑、これを宅地に地目の変更をしたいのですが、現況を確認してほしいとの照会書でございます。平成28年12月26日付、3名以上の農業委員等による調査が必要という通知がございますので、高橋俊一委員、高宮玉江委員、農地利用最適化推進委員、高野安雄氏にお願いし、事務局2人が同行しまして現地の調査を行ってまいりました。
 現地は、県道○線が通る際の換地が行われた地と思われまますので、実は平成3年4月24日付に制限除外該当証明書が当時の○○農業委員会長の名前で発出されております。ところが、この該当証明書内の土地の所在の地番が○となっておりまして、今回、地目の変更したい○と同一のものかどうかというのが不明のため、この照会に至った経緯がございます。
 現地調査の結果、現地は農地ではないという確認をいたしましたので、平成28年12月26日付で前橋地方法務局沼田支局宛て、現地が農地ではないことを確認いたしましたという回答書を発出いたしました。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 ほかに。
 なければ、閉会をお願いいたします。

事務局 ご審議ありがとうございました。それでは閉会を職務代理にお願いいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時40分〕